特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

K C C N = ¬ ¬



第33号

髙嶌 英弘 KCCN 理事長

めっきり秋らしくなりましたが、皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。理事長の高嶌です。今回は、KCCNニュースの場をお借りして、講演会のお知らせをさせていただきます。

このたび、私が代表者を務めさせて頂いている「消費者法教育研究会」の主催で、群馬大学の高橋久仁子先生にご報告いただけることになりました。皆様もご存じと思いますが、高橋先生は、トクホや機能性表示食品等の食品表示制度研究の第一人者です。ご報告では、消費者の立場からみたこれらの制度の問題点と、これに対応するために消費者がもつべき知識・理解について、分かりやすくお話しいただきます。

さらに今回は、消費者問題に関心のある方々に多数お越し頂き、高橋先生のご報告を一方的にお伺いするだけでなく、ご報告に引き続いて、「消費者教育の一分野としての食品問題」という観点から、今後、この問題をどのように消費者に伝えていくのか、そしてどのように消費者教育の中に位置づけていくのかについて、高橋先生とともに全員でディスカッションできればと考えております。その際には、それぞれの場における消費者教育の現状や、今後の消費者教育の在り方等も含めて意見交換できる場になればと祈念しております。

皆様におかれましては、お忙しい折とは存じますが、ふるってご参加のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、この講演会は、消費者ネット関西にご後援頂いておりますので、具体的な参加方法等は、改めて同会を通じて御連絡させて頂く予定です。

記

(1)日時:2016年11月14日(月) 18時~21時

(2)場所:大阪市立 生涯学習センター第2研修室

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5・6階(JR 大阪駅前すぐ)

http://osakademanabu.com/umeda/

(3)報告: 群馬大学名誉教授 高橋久仁子先生(質疑応答を含めて18時~20時)

報告タイトル:「健康食品類の詐欺的商法にだまされないために消費者がもつべき基礎知識」

参考文献:高橋久仁子著『「健康食品」ウソ・ホント』(2016年,講談社)

(4)ディスカッション:20 時 15 分~21 時

※消費者法教育研究会について

費者法教育研究会は、2016年4月から、文部科学省の科学研究費助成を受けて活動している研究会です。関西 在住の消費者法研究者及び紛争処理制度研究者(京都産業大学:高嶌英弘、坂東俊矢、野々山宏、草鹿晋一、 龍谷大学:中田邦博)で構成されています。

(2016年10月)